

「外国為替令等の一部を改正する政令案」に対する意見

経済産業省では、平成20年11月以降、産業構造審議会 安全保障貿易管理小委員会において、大量破壊兵器に係る技術移転の問題をはじめとする懸案の検討を行い、第171回通常国会にて「外国為替及び外国貿易法の一部を改正する法律案」が可決・成立し、6月22日には法律改正を踏まえて、外国為替令の改正が公表された。

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会では、この機会に下記のとおり、同改正案に対する意見書を経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課宛に提出した。

「外国為替令等の一部を改正する政令案」に対する意見

平成21年7月17日
社団法人 日本貿易会
安全保障貿易管理委員会

日本貿易会 安全保障貿易管理委員会は、本年6月22日に公示された表題政令案に関するパブリックコメント募集に対して、当委員会のコメントを以下の通り具申する。

技術取引規制の見直しについて

(1) 役務取引の許可等

外国為替令第十七条第一項について

外国為替令第十七条第一項には、法第二十五条の前段部分である「特定技術を特定の外国において提供することを目的とする取引」に関する規定しかない。後段の「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引」に関する規定も入れるべきではないか。

外国為替令別表について

外国為替令別表の見出し（下段）が「地域」から「外国」に変更されたが、輸出令別表第1については「地域」のままである。もし使い分けるのであれば、それぞれの定義を明確にしていきたい。

技術仲介について

技術仲介については法第25条第1項に含まれるものと6月22日の外国為替令等の一部を改正する政令案の概要に記載されているが、第25条第1項の文面では読みきれないため政令で明確に記載願いたい。

(2) 税関長の確認について

外国為替令「税関長の確認」第18条の2の第1項に「税関長は、経済産業大臣の指示に従い、特定技術を内容とする情報が記載され、または記録された文書、図画または記録媒体を輸出しようとする者が第十七条第二項の規定による許可を受けていることまたは当該許可を受けることを要しないことを確認しなければならない。」と追加されている。

この部分は輸出令の「税関長の確認」と同じ文言になっており、現状の貨物の輸出と同様、技術資料（取扱説明書等も含む）、機器等に搭載されたソフトウェアに対しても通関時に非該当証明書が要求される可能性があるゆえ、税関長の確認の範囲を明確にしていきたい。

第18条の2「税関長の確認等」許可を受けているときに、関係書類の提出を求められたときは、対応は可能と思われるが、「当該許可を要しないことを確認しなければならない。」との規定において、税関がどこまで踏み込んで資料の提出を要求してくるか不明である。官民ともに過度な負担のかからないようにすることが必要と考える。

(3)その他要望事項

外為法関連：法第25条第1項は解釈が非常に難しく、分かりづらい。極力、具体的な場面を含めた分かりやすいガイダンス等の説明資料を早急に準備願いたい。

例：下記に分けて、ボーダー規制、技術仲介取引、国内取引の場合等の適用解釈の説明。

前段：特定技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者/非居住者

後段：特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者

以 上